

大学等を通じたキャリア形成支援による幼児教育の「職」の魅力向上・発信事業
(幼稚園教諭免許法認定講習等の在り方に関する調査研究)
公募要領

令和5年1月13日
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

本事業は、令和5年度予算の成立前に公募等を行っているものであり、予算成立の状況等に応じて、内容、事業開始時期等が変更となる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

1. 事業名

大学等を通じたキャリア形成支援による幼児教育の「職」の魅力向上・発信事業
(幼稚園教諭免許法認定講習等の在り方に関する調査研究)

2. 事業の趣旨

質の高い幼児教育・保育の実践の根幹となる幼稚園教諭について、人材の需要の高止まりに供給が追いついていない現状があり、その背景にある各課題に対応するため、幼稚園教諭の確保及びキャリアアップに必要な取組みを総合的かつ効果的に実施し、好事例の展開を行うことが求められている。

幼稚園教諭の専門性向上に関して幼稚園教諭二種免許状を有する教員は、教育職員免許法に基づき、教員としての在職年数と所定の単位の修得によって一種免許状を取得することが可能であるとともに、同法により一種免許状への上進の努力義務が課されている。しかし、現状では、そうした単位の修得に資する免許法認定講習等は多くの都道府県で実施されておらず、十分な受講機会が確保されているとは言いがたい状況にあり、二種免許状を有する教育職員の専門性向上に関して課題がある。

令和3年1月には、中央教育審議会答申『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～において、「幼児教育に関する専門性の向上を図るとともに、子育ての支援を必要とする保護者への指導・助言、家庭教育、小学校教育との連携・接続といった幼児教育を巡る様々な課題に対応する力を養うため、より上位の幼稚園教諭免許状の取得や、小学校教諭免許状や保育士資格の併有を促進することが重要である。このため、都道府県において、各地域における養成校等と連携し、より上位の免許状の取得に係る単位修得に資する認定講習等を開設し、幼稚園教諭の専門性の向上に向けた環境整備を図る必要がある。」とされたところである。加えて、令和4年12月19日には中央教育審議会答申『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～において、「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修の在り方の全体像が示されるとともに、今後の改革の方向性として、①教師自身の学び（研修観）を転換し、「新たな教師の学びの姿」（個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じた、「主体的・対話的で深い学び」）の実現、②教師一人一人の専門性の向上と、多様な専門性・背景を有する人材の取り込みにより、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成等が期待され、「令和の日本型学校教育」を担う教師にふさわしい資質能力を育むことが必要とされている。

これらを踏まえ、本調査研究は、大学又は教育委員会が免許法認定講習等を開設する経費を支援し、免許法認定講習の受講機会を拡大するとともに、新たな教師の学びの姿を実現するための質の高い効果的な講習等の在り方について調査研究することを目的とする。本事業により、免許状の上進に対するニーズを把握する等し、幼稚園教諭の専門性向上に向けた需要と供給の好循環を作るとともに、効果的で持続可能な講習の在り方を明らかにすることを目指す。

3. 事業の内容

以下、(1)(2)を実施する(本事業開始から原則3年以内)。ただし、本事業開始から3年を経過している者で、(2)を実施する場合、これまでの実績等を踏まえつつ、継続することが妥当であると判断された者のみ対象とする。

(1) 幼稚園教諭免許状の上進のための免許法認定講習等の開設・実施

幼稚園教諭二種免許状を有する教員の一種免許状の取得機会を拡大するため、幼稚園教諭免許状の上進のための免許法認定講習・免許法認定公開講座・免許法認定通信教育を開設・実施する。

なお、実施に当たっては、当該地域における幼稚園教諭一種免許状への上進ニーズ等を把握(大学が実施主体となる場合は、免許状の授与権者である都道府県教育委員会と連携し、当該地域の状況を把握すること)した上で、開設時期や開設規模など現職教員の受講ニーズも踏まえ、免許状の上進に確実につながる認定講習等の開設計画を具体的に立てるよう努めること。

【具体例】

- ・ 大学が、連携する都道府県における幼稚園教諭免許状の一種免許状への上進を希望する教員が多いことが分かったため、当該教員が幼稚園教諭一種免許状を取得する機会を拡大できるよう、免許法認定講習等を開設し、実施する。なお、〇年間で幼稚園教諭一種免許状を取得できるよう講習を開設予定であり、今年度は合計〇単位の講習を開設予定である。
- ・ 授与権者である都道府県教育委員会が、当該地域において幼稚園教諭二種免許状を有する教員が他の地域等と比較して多いことから、現職教員が一種免許状を取得する機会を拡大できるよう、免許法認定講習等を開設し、実施する。なお、〇年間で幼稚園教諭一種免許状を取得できるよう講習を開設予定であり、今年度は合計〇単位の講習を開設予定である。

(2) 新たな教師の学びの姿を実現するための質の高い効果的な免許法認定講習等の開発・実施

幼稚園教諭免許状の上進のための免許法認定講習・免許法認定公開講座・免許法認定通信教育を開設・実施するとともに、多様な学習方法を取り入れた講習等を実施し、新たな教師の学びの姿を実現するための効果的な講習等を開発・実施する。講習等の開発・実施にあたっては、以下のテーマから1つ又は複数選択すること。

- ① 対面・集合型研修とオンデマンド型又は同時双方向型のオンライン研修との組合せ等オンライン・オンデマンド型を活用した効果的な講習等の開発・実施
- ② 反転学習や実践的なワークショップ等「現場の経験」を重視したスタイルの効果的な講習等の開発・実施
- ③ ①②のほか、新たな教師の学びの姿を実現するため、地域の課題やニーズに対応した特色ある講習等の開発・実践

また、講習を実施した結果、どのような成果・効果があったのか、その成果・効果の検証とともに、科目や内容に応じた効果的な学習方法等についても検証すること。

なお、現職教員の負担軽減も考慮しつつ、効率的に幼稚園教諭一種免許状を取得することができるよう、上記内容に併せて、現職教員研修等にも活用可能な免許法認定講習等として企画・実施することが望ましい。

【具体例】

- ・ 大学が、免許法認定講習の枠組みや内容を満たしつつ、対面とオンラインを組み合わせた講習の実施方法について検討し、文部科学大臣の認定を受けた上で実施するとともに、その実施成果を踏まえ、科目や内容に応じた効果的な研修方法を体系的に整理する。
- ・ 都道府県教育委員会が、幼稚園等現場での実践的な講習を含む免許法認定講習等を実施し、現場の課題解決につながるような内容を実施するとともに、現職教員研修にも活用可能な内容・方法を整備することにより、幼稚園教諭一種免許状の取得機会の拡大、新たな教師の学びの姿の実現を図る。

事業の実施に当たっては関係法令を踏まえるとともに、以下の留意事項を踏まえて事業を企画・提案すること。

〔留意事項〕

- ① 本委託事業の実施に当たっては、本事業の申請手続きとは別に、当該事業において実施予定の講習について、文部科学大臣へ認定申請を行う必要があることに留意すること。なお、免許法認定講習、公開講座については開設の1か月前、免許法認定通信教育については開設の2か月前が申請期限である（教育職員免許法施行規則第39条第1項、第43条の5、第48条第1項）ので、留意すること。
URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1403020.htm
- ② 上記（2）①の事業内容を免許法認定講習において実施する場合は、令和4年11月9日付け4教教人第21号「新型コロナウイルス感染症への対応に関する令和5年度免許法認定講習の実施方法の特例について（通知）」によること。特に、テキストのみの学習による実施形態への変更や、オンデマンドコンテンツを視聴するのみの講習は認められないことに留意すること。
- ③ 本事業で開発・実施する講習により得られる成果目標について、受講者数の見込み及び教員免許状取得予定者数等を、当該地域での現職教員の現状等を踏まえて、具体的に実施計画書に記載すること。
- ④ 事業の実施に当たっては、当該委託事業の事務を担当する組織を置き、委託費の使途等が明朗であるよう留意するとともに、事務を担当する組織以外に、事務内容について検討を行うため、外部の有識者や教育委員会、教員等を構成員とする検討委員会（仮称）を設置すること。

4. 公募対象

教育職員免許法施行規則第36条第1項第1号、第2号、第4号、第5号、第43条の4又は第46条に規定する、免許法認定講習、免許法認定公開講座又は免許法認定通信教育（以下「免許法認定講習等」という。）の開設者として定められている者（以下「大学、教育委員会等」という。）とする。（短期大学は専攻科を有する場合に限る。）

複数の大学等がコンソーシアム等を組織した上で事業を行うことも可能であるが、その場合は中心となる大学、教育委員会等に委託する。

5. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由があるものに該当する。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6. 委託期間

原則として、契約締結日から当該年度の3月末日までとする。

7. 提出方法等

- (1) 提出様式
 - ・ 企画提案書は、別添の「実施計画書」によって代えることとする。
 - ・ 「実施計画書」の「別紙1 大学等を通じたキャリア形成支援による幼児教育の「職」の魅力向上・発信事業（幼稚園教諭免許法認定講習等の在り方に関する調査研究）実施計画書」については、免許法認定講習等の認定申請等要領における「実施計画書（様式第2号）」及び「開設科目の概要（様式第3号）」の写しでも可。
 - ・ 様式は全てA4縦判横書きとし、正確を期すため、パソコン、ワードプロセッサ等の判読しやすいもので作成すること。

(2) 提出書類及び提出部数

- ① 企画提案書（実施計画書） 1部（正本1部）
- ② （本事業の実施が3年目以降の実施となる団体のみ）収入見込みの算定根拠となる資料（様式自由） 1部
- ③ 誓約書 1部
- ④ 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し 1部
<④の具体例>

1) 評価の対象とする認定等を証する書類（当該認定等の根拠法令に基づき、厚生労働省が定める各都道府県労働局長が発出した認定通知書等）として、次のものの写し。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第9条に基づく認定（えるぼし認定）（労働時間の基準を満たすものに限る。）及び同法第12条に基づく認定（プラチナえるぼし認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書
- 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）第13条に基づく認定（くるみん認定及びトライくるみん認定）及び同法第15条の2に基づく特例認定（プラチナくるみん認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。）第15条に基づく認定（ユースエール認定）に関する基準適合事業主認定通知書
- 女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画策定届（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）

2) 女性活躍推進法、次世代法及び若者雇用促進法に基づく認定並びに女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定の対象とならない外国法人（以下「対象外国法人」という。）については、評価の対象とする次に掲げる認定等相当確認を証する書類（内閣府男女共同参画局長が発出したワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書）の写し

- 女性活躍推進法第9条に基づく認定（えるぼし認定）（労働時間の基準を満たすものに限る。）及び同法第12条に基づく認定（プラチナえるぼし認定）に相当するもの
- 次世代法第13条に基づく認定（くるみん認定及びトライくるみん認定）及び同法第15条の2に基づく特例認定（プラチナくるみん認定）に相当するもの
- 若者雇用促進法第15条に基づく認定（ユースエール認定）に相当するもの
- 女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画策定（対象外国法人において、常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）に相当するもの

(3) 提出方法

電子メールにて、以下の要領にも基づき提出することとし、郵送又は直接持参した場合には電子メールで副本を送付することとし、ファクシミリによる提出は不可とする。正本をPDFファイルで送付する場合は、電子メールにてWordファイルも併せて送付すること。

① 電子メール

- ・ 電子メールの件名は「(団体名) 令和5年度幼稚園教諭免許法認定講習等の在り方に関する調査研究」とすること。
- ・ ファイルを含めメールの容量が10MBを超える場合は、メールを分割し件名に通し番号を付して送信すること。
- ・ 電子メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。
- ・ 電子メール受領後、申請者に対して電子メールにより受領確認を送信する。送信後、1日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、電話にて下記（4）の「問合せ先」まで照会すること。

② 郵送等（郵便、宅配便等）

- ・ 封筒に「幼稚園教諭免許法認定講習等の在り方に関する調査研究」と朱書きすること。

- ・ 簡易書留、宅配便等、送達記録の残る方法で、期限に余裕を持って発送すること。
- ・ 郵送中の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。
- ・ 直接持参の場合の受付時間は以下のとおりとする。
受付時間：平日10時から18時（12時から13時を除く。）

(4) 提出先（問合せ先）

① 電子メール

youji-suishin@mext.go.jp

② 郵送等

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省初等中等教育局幼児教育課企画調整係 宛
TEL 03-6734-2713

(5) 提出締切

令和5年2月13日（月）

- ・ 電子メールの場合、当日の送信記録があるもの
- ・ 郵送等の場合、当日17:00必着

(6) その他

- ・ 書類の作成費用及び提出に係る経費については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された書類については返却しない。
- ・ 「実施計画書」について、選定結果の通知に併せ、審査委員会の審査意見を踏まえた計画の見直し等を要望する場合がある。
- ・ 質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- ・ 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。
- ・ 提出締切を過ぎてからの書類の提出及び締切日から審査日までの差し替えや修正は認めないこととする。

8. 事業規模及び採択予定件数

事業規模：1件200万円～300万円程度

※ 本事業の実施が3年目以降となる団体においては、本事業の実施により見込まれる収入を除いた金額を契約金額とするので、事業規模に留意すること。

採択予定件数：予算の範囲内で件数を決定（予算額（案）30百万円）

※ 採択件数は、審査委員会が決定する。

9. 選定方法等

(1) 選定方法

審査委員会（企画評価会議）において書類審査を実施する。

(2) 審査基準

別途定める審査基準のとおり。

(3) 結果の通知

選定終了後、30日以内に全ての提案者に結果を通知する。

また、採択に当たっては、審査委員会が委託事業の内容、期間、経費、実施体制等に関し、条件を付すことがある。

10. 誓約書の提出等

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、実施計画書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出しなければならない。また、再委託先がある場合は再委託先についても同様とする。
- (2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の実施計画書を無効とするものとする。
- (3) 前2項は、地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人には適用しない。

11. スケジュール（予定）

公募開始：令和5年1月16日（月）
公募締切：令和5年2月13日（月）
選 定：令和5年3月中旬
結果通知：令和5年3月下旬
契約締結：令和5年度予算が成立した場合に、令和5年4月以降順次
契約期間：契約締結日から当該年度3月末日まで

※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないので、実施計画書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

12. 契約締結

選定の結果、契約予定者と提出書類を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については実施計画書の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案者の提示する金額とは必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業着手できないことに十分留意すること。したがって、それ以前に採択者が要した経費について国が負担することはないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めていくこと。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

13. 事業に係るデータ等の提出について

文部科学省が事業の契約期間内及び契約期間が終了した後に、本事業によって得られたデータ等（個人情報以外の原データを含む）について情報提供の依頼を行った場合、大学、教育委員会等は当該データ等の提出について協力を行うこと。

14. 事業の成果の活用・普及について

「2. 事業の趣旨」に示す目的に資するよう、大学、教育委員会等は、受講者に対するアンケートや、受講者への受講後の追跡調査などにより、講習の実施に係る効果測定を適切に行うこと。また、第三者が新規に講習を開設する際に有用となる知見の蓄積を図ること。さらに、本事業によって得られた成果等は、報告書の配布やホームページの掲載等を通じて、広く普及・啓発をすること。

15. その他

- ・ 「3. 事業の内容」の〔留意事項〕にて示すとおり、本事業に係る講習を免許法認定講習等として位置づけるためには、別途、文部科学大臣認定を受ける必要がある。よって、当該講習に対して文部科学大臣認定を受けた際は、幼児教育課へ当該認定の通知の写を速や

かに提出すること。

- ・ その他、事業に係る事項については、委託要項等によるものとする。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など実施計画書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。
- ・ 事業実施にあたっては、契約書及び実施計画書等を遵守すること。
- ・ 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保すること、価格の妥当性を明らかにすること。

[契約締結にあたり必要となる書類]

選定の結果、契約予定者となった場合、遅滞なく以下の書類を提出いただく必要がありますので、事前の準備のほどよろしくお願いいたします。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知願います。

- ・ 実施計画書（委託業務経費内訳を含む。）
- ・ 再委託に係る業務委託経費内訳
- ・ 委託業務経費（再委託に係るものを含む。）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書など）
- ・ 銀行口座情報